

附属学校を置く各国立大学法人 人事・労務担当部課長 殿

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課  
総合教育政策局 教育人材政策課

### 国立大学の附属学校における労務管理等に関する調査結果について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

先般、一部の国立大学法人において附属学校教員の時間外労働に対する割増賃金の未払いがあったことを受け、附属学校における労務管理等に関する調査を実施したところですが、この度、調査結果を別添「国立大学の附属学校における労務管理等に関する調査結果（令和4年2月22日）」のとおり取りまとめました。

まず、別添中「2（1）労働基準監督署からの是正勧告や指導に関する調査結果」によれば、平成16年4月から令和3年12月までの間に、24法人が時間外労働や休日労働に対する割増賃金の未払いについての是正勧告や指導を受けており、主な内容としては、労働基準法第32条、第37条及び第108条の違反が挙げられています。

是正勧告や指導を受けた法人においては、適切な対応の結果、直近の事案を除けば、改善済みとなっているところですが、これまで是正勧告や指導を受けていない法人も含め、引き続き、労働関係法令に従って適切な労務管理に確実に取り組むようお願いいたします。

次に、別添中「2（2）附属学校における労務管理に関する調査結果」によれば、一部の法人において、実際の時間外労働や休日労働の時間に基づく超過勤務手当や休日勤務手当の相当額が「教職調整額」等を超える場合であっても、当該超える部分について超過勤務手当や休日勤務手当を支給していない、といった回答が見受けられました。

これらの状況は、労働基準法等の労働関係法令に照らして適切ではないと考えられるため、必要に応じて、社会保険労務士等の専門家の助言を得るなどして、早急に改善に取り組むようお願いいたします。

また、先の回答に該当しなかった法人においても、引き続き、給与規程などの労務管理関係規程の適切な整備や運用に取り組むようお願いいたします。

なお、文部科学省では、学校における働き方改革について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30教教人第33号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）において、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）を参考として、附属学校の適切な管理・運営、環境整備等に努めるよう通知するとともに、文部科学省ウェブサイト「学校における働き方改革について」において、「全国の学校における働き方改革取組事例集」を取りまとめて公表する等、学校における働き方改革の推進に資する関連の情報提供を行っているところです。

各国立大学法人及び附属学校においては、これらの内容並びに「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）及び同指針に基づき附属学校の所在する地域の教育委員会が定める公立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の内容も参考として、勤務時間管理や労働安全衛生管理の徹底、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の整備、ICTを活用した校務効率化等、学校における働き方改革に向けた取組を一層進めていただくようお願いします。

**【本件担当】**

（全体について）

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課

電 話：03-5253-4111（内線：3313）

e-mail：kokudai-jinkyuu@mext.go.jp

（国立大学の附属学校における働き方改革について）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3498）

e-mail：kyoin-y@mext.go.jp